



名 称：豊興産株式会社  
代 表 者 氏 名：代表取締役 石黒 慎  
住 所：秋田県秋田市新屋鳥木町1番82-2号  
許可都道府県・政令市：秋田県・秋田市  
許可の有効期限：許可証の写しのとおり  
事業の区分：許可証の写しのとおり  
産業廃棄物の種類：許可証の写しのとおり  
許可の条件：許可証の写しのとおり  
許可番号：許可証の写しのとおり  
事業場の名称：豊興産株式会社 中間処理センター  
所 在 地：秋田県秋田市新屋町字関町後232-1

#### 4 (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

#### 第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

- 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
  - ア 産業廃棄物の発生工程
  - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
  - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
  - エ 混合等により生ずる支障
  - オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
  - カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
  - キ その他取扱いの注意事項
- 2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上、定めることとする。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
- 4 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環

境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：          甲乙の協議による          

提示する時期又は回数：          甲乙の協議による          

#### 第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積載の完了から、第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

#### 第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

#### 第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### 第7条（委託業務完了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務完了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

#### 第8条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

#### 第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項で定める金

額とする。

- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 3 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。
- 4 甲は、業務完了報告書の受領後に検査を実施する。乙は、検査に合格したときは、甲に委託料を請求するものとし、甲は請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

#### 第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

#### 第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

#### 第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又はそれと関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 3 前2項の定めにより、この契約が解除される場合であって、この契約に基づいて引渡しを受けた産業廃棄物の処理について未だに完了していないものがあるときは、甲及び乙は、次の措置を講じなければならない。

##### （1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、当該産業廃棄物についての処理業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の業者に乙の費用負担をもって行わせなければならない。

ロ 乙が別の業者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨をあらかじめ甲に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。

ハ ロによる通知を受けた場合、甲は、乙から業務を受託した業者に対し、差し当たり甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処理を行わせるものとする。甲は、当該産業廃棄物の処理完了後、乙に対し、甲が負担した費用を請求し、又はこの契約に基づく甲の債務の相当額との相殺を求めることができる。

(2) 甲の義務違反により乙が契約を解除する場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用負担により引き取ることを要求し、又は乙の費用負担により甲の事業場に運搬した上で、甲に対し、当該運搬の費用を請求することができる。

#### 第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

#### 第14条（契約の有効期間）

この契約は、有効期間を契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

#### 第15条（契約保証金）

乙は、甲に対し契約保証金として●●●●●円を納付する。（※納付の場合）

甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第178条第 号の規定により免除する。  
（※免除の場合）

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 秋田県由利本荘市岩城内道川字築館1-1  
秋田県消防学校長 木内 英明 印

乙